

【山形県離転職者職業訓練(公共職業訓練)】

訓練コード：30K019Y19



8月開校 新庄市会場

2次募集！！

8月17日(金) 昼12時まで

介護サービス科

- ★ 「介護職員初任者研修」修了資格の取得をめざします。
- ★ 施設実習により、介護現場を経験することができます。
- ★ 就職支援により、再就職をバックアップします。

受講生募集



訓練期間	平成30年8月28日(火)～平成30年11月27日(火) (3ヶ月間) 基本時間：9：10～15：50 休日：原則として土・日・祝日
訓練場所	新庄コアカレッジ (学校法人最上広域コア学園) 新庄市十日町6162-11 (裏面地図参照)
定員	15名 (最少催行人員10名) ただし、1次募集の受講申込者が優先的に選考されます。
受講対象者	公共職業安定所に求職の申し込みをしている方で、職業に必要な技能、知識を習得して再就職を希望し、公共職業安定所長の受講指示、受講推薦又は支援指示を受けた方
受講料	受講料は無料です。 ただし、テキスト代及び職業訓練生総合保険料として約11,000円が必要となります。また、健康診断料約1,500円、その他諸経費は個人負担となります。なお、補講を実施する場合の費用は原則として有料となります。
募集締切日	平成30年8月17日(金) 昼12時まで！
申込方法	求職の申し込みをしている公共職業安定所の担当者に相談してください。手続きは、あなたの住所又は居所を管轄する公共職業安定所で行ってください。
説明会	参加者：受講申込者 (欠席等の場合は選考対象者となりません。) 日時： 平成30年8月20日(月) 午後1時30分から (時間厳守) ※開始10分前までに受付を済ませてください。 場所：最上総合支庁 203会議室 (裏面地図参照) 内容：訓練内容の説明と適性検査を行います。 持ち物：筆記用具 (鉛筆・ボールペン等) を持参してください。

【お問合せ先】

山形県立山形職業能力開発専門校 能力開発支援課

〒990-2473 山形市松栄二丁目2-1

TEL 023-644-9227 FAX 023-644-6850

ホームページ <http://www.yamagatanoukai.jp/>

山形 職業

検索

クリック

◆ 訓練の概要 ◆

[訓練目標] 介護職員の業務に関する基礎的知識及び技術等を習得することにより「介護職員初任者研修」修了を目指し、介護業務に関連する技能を習得するとともに、その他の就職に必要な知識等を習得する。

[目指す職務] 訪問介護員、介護福祉施設職員

[訓練カリキュラム]

※総訓練時間（目安）307H

科目		内容	時間
介護職員初任者研修課程	講義	職務の理解、介護における尊厳の保持・自立支援、介護の基本、介護・福祉サービスの理解と医療との連携、介護におけるコミュニケーション技術、老化の理解、認知症の理解、障がいの理解、こころとからだのしくみと生活支援技術（講義）、振り返り、修了評価試験	80H
	演習	こころとからだのしくみと生活支援技術（演習）等	85H
介護関連研修		施設実習（6H×5日）、介護総合演習等	41H
ビジネス能力基礎		IT基礎（ワード、エクセル）	72H
就職支援他		ビジネスマナー、コミュニケーション、面接の仕方、応募書類の書き方等	29H

[その他] windows7、Microsoft Office 2016（Word、Excel）を使用します。

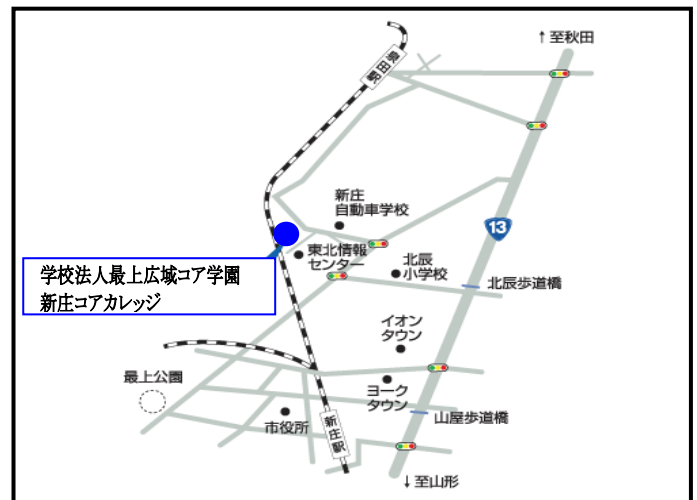
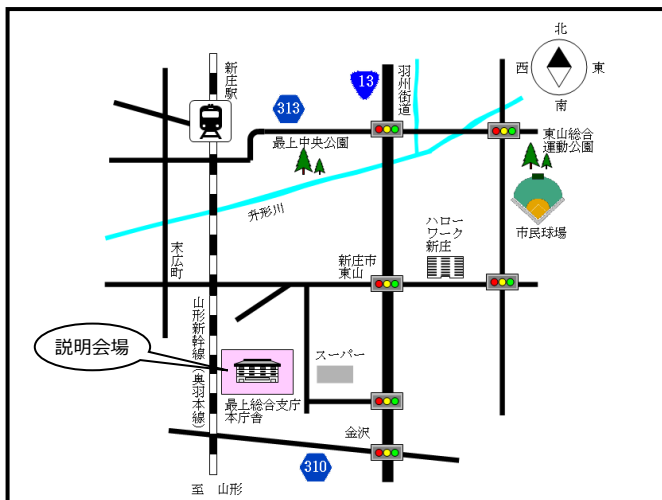
※キャリアコンサルティングを受ける場合には、その計画に従ってください。

【 説明会場 】

場所：最上総合支庁 本庁舎講堂
住所：新庄市金沢字大道上2034

【 訓練会場 】

場所：新庄コアカレッジ
住所：新庄市十日町6162-11
電話：0233-29-2121 ※無料駐車場あり



◆ ご相談・お申込窓口 ◆

窓口機関	郵便番号	住所	電話番号
山形公共職業安定所	〒990-0813	山形市桧町2-6-13	023-684-1521
米沢公共職業安定所	〒992-0012	米沢市金池3-1-39	0238-22-8155
新庄公共職業安定所	〒996-0011	新庄市東谷地田町6-4	0233-22-8609
長井公共職業安定所	〒993-0051	長井市幸町15-5	0238-84-8609
村山公共職業安定所	〒995-0034	村山市楯岡五日町14-30	0237-55-8609
寒河江公共職業安定所	〒991-8505	寒河江市大字西根字石川西340	0237-86-4221

※雇用保険受給資格者で、公共職業安定所長から「受講指示」を受けた方には、訓練期間中「基本手当・受講手当」及び該当者には「通所手当」が支給されます。
※雇用保険を受給できない方が、公共職業安定所長の指示により公共職業訓練を受講する場合に、一定の要件を満たせば「職業訓練受講給付金」を受けられる場合があります。訓練期間中、安心して訓練を受けていただくための制度です。

詳しくは、求職の申し込みをしている公共職業安定所にご相談下さい。